

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営農村振興総合整備事業三木北部地区）計画を平成20年3月7日変更した。

その関係書類を三木町産業振興課において平成20年3月14日から同年4月3日まで縦覧に供する。

平成20年3月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀